

生徒心得（私たちの約束）＝中学校＝

野母崎中学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、日常生活に必要なきまりを守り、規則正しく、楽しい学校生活を送ろう。

I 校内生活の心得（約束）

1 登下校に関すること

登下校は交通ルールを守り、決められた通学路を安全に歩こう。

- (1) 登下校は、原則として標準服とする。ただし、部活動終了後は部活動での服装や学校指定のジャージでの下校を許可する。
- (2) 車道と歩道の区別ある道路は歩道を歩く。
道路の白線のあるところは、白線の内側を歩く。
- (3) 通学は徒歩またはバスを原則とする。自転車は使用できない。
事情があって自家用車で登校する場合は、地域センター前で下車し、テニスコート側の階段を歩いて登校する。
- (4) 樺島・脇岬・高浜・岬木場地区の生徒はバス通学が許可される。
- (5) 始業時刻は8：10（8：05までに入室）とし、下校は16：40とする。
登校する時間は7時20分～8時とし、早く来すぎたり、遅くなったりしないようにする。
- (6) 下校時間を厳守し、用事のない人は戸締まりをして早く下校する。
- (7) 防犯ブザーを携帯し、安全面から1人で下校することがないようにする。

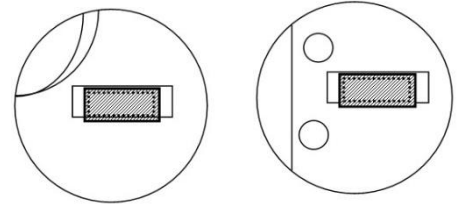
2 礼儀・容儀に関すること

- (1) 礼儀
気持ちのよいあいさつができる人になろう。

- (2) 容儀

- ①服装など

- ・名札は上着のポケットの上端につけておく。
- ・靴下は白色、ワンポイントまでとし、くるぶしの上部3cmに満たない短いソックスや変則は認めない。
- ・下履き・上履きともにかかとをふみつぶしてはいけない。ともに、かかとに記名すること。
- ・制服の下に着用するシャツの色は白とする。男子はTシャツで代用しても良いが、その場合は白無地でワンポイント（5センチ四方以内）までとする。冬服の場合、防寒着としてヒートテック（黒）は認める。
- ・通学靴は白色のひも付きで、運動靴とする。（学校指定のもの）（かかとに記名）
<名札のつけ方>…学校に登校したら、ポケットにつける。



- (制服)

- ・ズボンの規定のサイズを守り、ベルトできちんととめる。また、ベルトは黒、こげ茶、紺で幅5cm以内とする。布製ベルトは認めない。
- ・上着のすそを短くしたり、長くしたりしてはいけない。
- ・スカートのすそを長くしたり、短くしたりしてはいけない。ひざまずいて裾が完全につく程度の長さ。

- ②髪型など

- ・学校生活、授業、体育、部活動などに支障をきたさない頭髪とする。
- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・パーマ・カール、そり込み、染色、脱色をしない。
- ・整髪料を使用しない。
- ・眉毛を剃ったり抜いたりして変形させない。

- ・肩にかかりだしたら必ず結ぶか、短く切る。
- ・結んだ場合は耳がかくれぬようにする。
- ・結ぶ場合は、後方左右か後方一か所とし、ヘアゴム（黒・紺・茶・灰色など）を使用する。
- ・ピン、リボン、カチューシャ、ヘアバンド、バレッタ等の使用は禁止。
- ・ヘアピンは横・後ろをとめるのに最小限の数。色は黒。(R1.10月改定)

③防寒着・防寒具（詳細は別途提示する。）

- ・冬服の中着は次の通りとする。女子は上着の襟から極端にでないもの、男子は襟ホックの締まるものとする。男子は、カッターシャツの上に着用すること。男女とも色は紺、黒、茶、グレーなどの地味な色とし、裾や袖が出ないようにする。
 - ・ジャンパーは使用禁止。
 - ・**タイツ**・ストッキングを着用してもよいが、色は**黒**・ベージュとする。
 - ・カイロは使用してもよいが、規定を守る。（必ず各自で持ち帰る。）
 - ・手袋、マフラー（ネックウォーマー）は使用してもよい。コートは、女子のみ使用を認める。いずれも、黒・紺・茶・グレー等の派手でない色の単一色を基本とする。
（マフラー、手袋はワンラインワンポイントまで）
- ※手袋・コート・マフラーはできるだけ着用しなくても生活できるようにしよう。
また、手袋・コート・マフラーは登下校のみ許可する。（室内では着用しない）

④その他

- ・整髪料は使用しない。
- ・制汗スプレー・**制汗シート**の使用は認めるが、無臭のものとする。
- ・日焼け止めクリームの使用は認めるが、無色、無臭のものとする。
- ・香りや色やべたつきが残るリップクリームは使用しない。
- ・膝掛けの使用は認めない。（厳寒時は配慮する）
- ・カバン等に落書きやシール貼り等はしない。キーホルダーは手のひらに入る大きさで各1個まで。

3 届け出や許可に関すること

次のような場合は、学級担任か学校の先生に必ず届け出て許可を受けること。

- (1) 欠席・早退・通院・遅刻（保護者から学級担任か学校へ午前8時10分までに連絡する。）
- (2) 登校後の外出。放課後、用事や作業で学校に残る場合。（原則17時まで）
- (3) 保健室への出入りや薬品・器具の使用。
- (4) 特別室への出入りや教材・道具の使用。
- (5) 公共物・備品などの借用や破損。
- (6) その他特別な事情によるもの。

4 学習に関すること（含校内生活全般）

学習は自主的に能率よく行い、規律ある礼儀正しいものにしよう。

- (1) 始業5分前には登校し、静かに朝自習（読書）をする。
- (2) 始業の2分前には席につき、静かに授業の準備をしておく。
- (3) 学習の始めと終わりのあいさつを元気に正しくする。
- (4) 学習用具はきちんと用意し、貸し借りをしない。
- (5) 学校には不要なものを持って来ない。
- (6) 所持品には、すべて学年・（組）・番号・氏名をはっきり書く。
- (7) 廊下や階段は決められた通路を通り、はさみ歩き（走らない・騒がない・右側を歩く）を心がける。
- (8) 10分休みは次時の準備の時間で遊び時間ではありません。
教室移動は早めに行い、他の教室に迷惑をかけない。
- (9) 上履き・外履き・体育館シューズの通行区分をきちんと守る。
- (10) 原則として、他学年の教室に入らない。

5 校内美化に関すること

校内美化に心がけ、いつもすっきりした環境で生活しよう。

- (1) 清掃時には体育時の服装に着替え、協力して時間内に行う。

- (2) 公共物を大切に取り扱い、後始末もきちんとする。万一こわれた場合には、すぐに届ける。
※過失によって壊した場合は、原則として費用弁償となる。
- (3) 身のまわりの整理整頓に心がけ、進んで校舎内外の美化に努める。
- (4) ごみは必ず定められたところに捨てる。(燃やせるごみと燃やせないごみの分別をきちんとする。)

6 給食に関すること

食事中のマナーを守り、全員で感謝して楽しく会食しよう。

- (1) 給食当番は、エプロン・帽子・マスクを着用し、配膳中は全員マスクを着用する。
- (2) 給食後の後始末は、決められた事項を守り、返却の時刻を守る。

7 集会に関すること

集会へは、制服で参加する。集会場への入退場や集会中は無言で行動しよう。

- (1) 体育館に入館する時は、入口で上履きを脱ぎ、整列場所で体育館シューズに履き替える。
- (2) 学級委員を先頭に出席番号順に廊下に整列し、移動する。
- (3) 学級毎に整列し、全員そろった学級は床に座って待機する。
(学級委員は全員を座らせてから最後に着座)
- (4) 会が始まったら、姿勢を正しくして話す人に注目する。

8 保健室の使用に関すること

保健室の出入りはロックをして静かに行き許可なく立ち入らない。また、薬品やその他の器具を勝手に使用しない。

- (1) 病人・けが人は養護の先生(不在の場合は他の先生へ連絡)に申し出て、手当を受ける。
- (2) 保健係は病人やけが人が出たときに、学級担任か教科担任に連絡する。

II バス利用の心得

1 バス利用に関すること

- (1) バスの利用者は、交通ルールを守り運転手の指示や注意には必ず従う。
- (2) バス停でバスを待つときは、道路に座り込んだり、暴れたり、走り回るなど通行人や他の人に迷惑になる行為や危険な行為は絶対にしない。

III 校外生活の心得

1 校外生活に関すること

校外においても、中学生としての自覚を持ち、他人に迷惑をかけないようにしよう。

- (1) 帰宅時間(4月～9月：19時 10月～3月：18時)を守ることを。
- (2) 家の人・近所の人等に進んで気持ちのよいあいさつをする。
- (3) 外出するときは、行き先・同伴者・目的・帰宅時刻を知らせ、家の人許可を受けてから外出する。
- (4) 外出したら時間までに帰宅する。保護者不在の家へは上がらない。生徒同士の外泊は絶対にしない。
- (5) むやみに飲食店に入るのはつつしむ。
- (6) ゲームセンター等への生徒同士の出入りはしない。
- (7) スマートフォンなどの携帯端末は所持しない。(詳細は別途提示する)